



病院管理者が予期しなかった患者さんの死亡事例の発生について

令和3年10月11日、こども医療センターにおいて、病院管理者が予期しなかった患者さんの死亡事例が発生しました。

当センターでは、医療事故調査制度に基づき、原因究明及び再発防止のため、早急に外部の専門家を加えた事故調査委員会を設置し、必要な調査を開始いたします。

<医療事故調査制度とは>

- 医療事故調査制度は、平成26年6月18日に成立した、医療法の改正に盛り込まれた制度です。制度施行は平成27年10月1日です。
- 医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組みです。
- 本制度の目的は、医療の安全を確保するために医療事故の再発防止を行うことであり、責任追及を目的としたものではありません。
- ※ 医療法では、「医療事故」を「病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡（又は死産）であって、その管理者が当該死亡（又は死産）を予期しなかったもの」と定義しており、医療事故調査制度は、医療従事者の過失を前提としているものではありません。

(問い合わせ先)

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構
神奈川県立こども医療センター
病院長 後藤 裕明
事務局長 八尋 有造
電話：045-711-2351(代表)